

令和8年7月31日

鹿児島県テニス協会会員のすべての皆さんへ

日本テニス協会会員、全国のテニス愛好者のすべての皆さんへ

大混乱に陥っている県テニス協会執行部（特別編）

～ 未だに解決されていない 重大問題 ～

県テニス協会前会長本坊輝雄氏（現南さつま市長、前県スポーツ協会副会長）

の子供へのパワハラ

鹿児島県テニス協会の会長、理事長、他の責任者を問う会（略称、責任者を問う会）最勝寺 和夫

1、実際の事実は次の通りである。

期日、場所 2020年4月29日・水曜日 南九州市 川辺町 中山田 1888 記述者 一鹿児島県民

前もって知人に紹介していただき、13時～16時使用許可。

13時にスタートした子供テニス(全国大会を目指した子供達が練習を行いたいという希望で) しかし、13時30分ほどに来た男性が、「何してるんだ、出ていけ!」と、威圧!

「テニスを止めろということですか」と私が尋ねると、うなずき「出ていけ!」と再度威圧!

「私達は許可をとっています」と言っても無視! コートの中に入って来て草むしり等の作業を始めた。

私は知人に確認をし、更に知人は、コートオーナーに確認。私達に使用して下さい、と連絡がありその男性グループは本日使用予定はありません、とのことでした。

「ずいぶん酷い人達だなあ」と子供の一人は私に言った。いやいや酷いのはあの男性だよ、と言ったのを昨日のように覚えています。その男性に近づきよく見ると、何と!南さつま市の市長のようで、市長ですか、と尋ねると(無言で)そそくさとコートから離れ、後から知りましたが身分が明らかになり、まずさを感じ帰って行ったということでした。

そのグループの一人から「あの人は南さつま市の市長なんです。今回のことは内密にしてもらえないか」という言葉を投げ掛けられ、困惑したことを覚えています。

今回のことで13時-14時に行う子供達は時間制限がありそのまま帰らなければならないという、とてもと

でも理不尽な状況に追い込まれたことを今でも心傷む悲しい出来事として記憶しています。

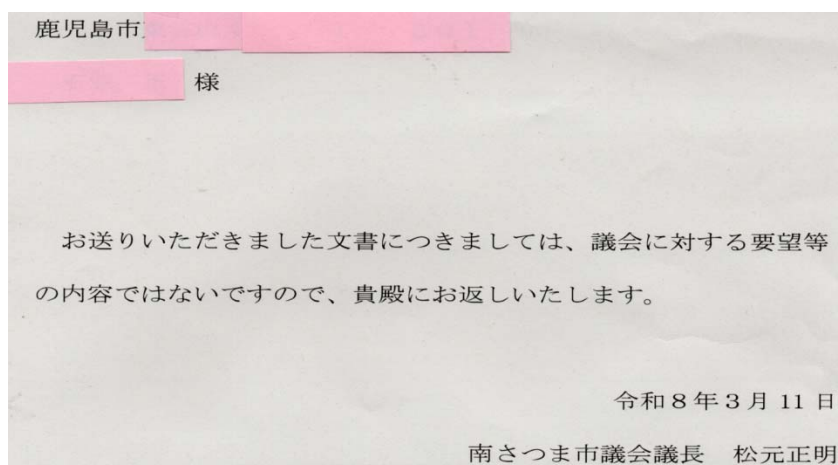
弱きを立場や権力でねじ伏せよう とするそのような人が地方自治体のトップにいるということが、世の腐敗を感じさせる。況してや鹿児島県テニス協会の会長と知り、私はこのような人になってほしくない、なすべきではないと強く皆に訴えたい。

2、この問題のその後の経過

- ① 令和8年2月25日、一県民のRさん（仮名）は、解決してほしいと、南さつま市議会議長、全議員や教育長等それぞれ宛に、次の標題を付けて「上の事実」を郵送している。

下記は、実際あった事です。読んで下さい。現職市長による 子どもへのいじめ、パワハラです。弱きを立場や権力でねじ伏せよう とするそのような人が地方自治体のトップでいいのですか。子どもは、地域、国の宝です。6年経過した現在でも、苦い思い出です。今も、現職市長は隠し続けています。

- ② それに対して、ある関係者から、「一県民」という匿名は駄目だから、実名で再送した方が良いのアドバイス、Rさんは受けた。
- ③ Rさんは、なぜ匿名は駄目なのか、現職の本坊市長に確認をすれば済むのと思った。しかし、取り上げてほしい問題なので、渋々、Rさんは、実名、住所、電話番号を書いて再送した。
- ④ ところが、令和8年3月11日、次の連絡が、南さつま議長からRさんに届いた。全議員や教育長など配付用のA4の1枚の計17枚すべてが返却されてきた。



3、子供へのパワハラ（いじめでもある）の件についての問題点と解決への提案

- ① この子供へのパワハラ（いじめ）は、南さつま市の名誉を傷つけている。議会として本坊市長（パワハラ発生時県テニス協会の顧問）に確認をして、どう解決するか、が問われている大きな問題である。
- ② Rさんの送付内容は、「解決してほしい」の意味が籠められており広い意味で「要望」と考えられる。

議長の「要望」ではないの返却は、結果として臭い者には蓋をすることになる。権力者擁護になる。

③ この問題は「子供へのパワハラ（いじめ）」である。南さつま市教育長は、自らの職務権限の重大な問題であり、議長の返却の行為に追随することはよくない。

④ 解決に当たっては、（１）南さつま市が出している次の文（ネットで閲覧可）、（２）「いじめ防止対策推進法」第３条、（３）日本テニス協会「倫理に関する指針」、（４）県スポーツ協会「倫理に関するガイドライン」や（５）子供の権利条約第１９条、などが判断材料となると考えられる。

注、責任者を問う会は、去る、５月１８日、この子供へのパワハラ（いじめでもある）問題を、公開したが無視している状態がつづいている。

（１）（南さつま市）いじめの撲滅に向けて（ネットで閲覧可） 更新日：2020年1月20日 14:08

「いじめは、絶対に許されることではありません。」

「子どもが自らの命を絶つということは、いかなる理由があろうともあってはなりません。」

南さつま市教育委員会では、学校と一体となり、いじめの撲滅に向けて、真剣に取り組んでいます。

いじめは、学校や家庭、地域社会が連携を図り、「いじめはどこにでもある」という危機意識を持って、その早期発見、早期指導に努めていかなければなりません。

（２）「いじめ防止対策推進法」第３条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（３）日本テニス協会「倫理に関する指針」 特に、次の事項に違反する

２、反倫理的行為に関する事項

（１）・・（イ）スポーツを行う際又は指導をする際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、威圧等）を行うことを厳に慎むこと。

（４）・・（ア）役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係等を利用して弱い立場や弱い者に対して人道に反する行動や強要をしないこと。

（イ）役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。

（４）県スポーツ協会「倫理に関するガイドライン」 特に、次の事項に違反する

１ 指導者（１）人権を侵害するような行為をしてはならない。（２）暴力行為は絶対にあってはならない。・・・○ 威圧的なことばや態度で接してはならない。○ 競技者に対して精神的・肉体的苦痛を生じるような言動や行為をしてはならない。・・・

２ スポーツを行う者・・・（２）暴力行為を行わず、また黙認せず、フェアプレーの精神でスポーツを行う。・・・○ 勝敗にのみに固執し、相手に危害を加えたり威圧的な態度で接したりしてはならない。○ 練習等においても暴力行為を行わず、また、黙認してはならない。

4、子供へのパワハラ（虐め）問題について、南さつま市議会、市教育長は、市長への忖度は市民を裏切ることになり、このまま放置することは出来ない。

5、この、一県民の訴えの文は、「悲しい記憶」として、県テニス協会は、既に知らされている。にも関わらず、県テニス協会執行部は、放置している。